優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

木製デッキ

Wood deck

BLS WDK:2005②

２００６年３月２４日公表・施行
（２００６年３月３１日修正）

財団法人 ベターリビング

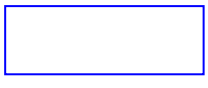

――――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準
木製デッキ

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
（1.2.4 火災に対する安全性の確保）
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 木製デッキのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準

木製デッキ

Ⅰ．総則

1．適用範囲

住宅の外周に隣接又は住宅の延長とした木材又は木質材料の柱、大引、根太、床板、手摺り、フェンス、笠木等の部品で構成された床（建築物と構造的に一体となっているものを除く）に適用する。

2．用語の定義

a) スペーサー：根太受け等と建物基礎との間を調整する部材をいう。

b) パネル：手摺り柱と笠木により囲まれた部分に設置する部材をいう。格子の種類として、クロス格子、縦格子、ラチス格子等がある。

c) 木部用穴埋め部材：床板固定木ビスの頭隠し材をいう。

d) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

e) 消耗品：取替えパーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているものをいう。

f) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え製品の破損・故障に対する緊急補修やクレーム処理等をその範囲に加える。

g) インターフェース：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3．部品の構成

構成部品は表－1 による。

表－１構成部品

構成部品名		構成の別（注）	備考
木部材（デッキ）	束柱	●	
	床板	●	
	大引	●	
	根太受け	○	
	根太	●	
	スペーサー	○	
	幕板	●	
	大引受け	●	
	ささら桁	○	
	階段	○	
木部材（手摺り・フェンス）	手摺り柱	○	
	笠木	○	
	パネル	△	クロス格子、縦格子、ラチス等
金属部材その他	取り付け金物	●	ボルト類、ホールインアンカー
	接合金物	●	木ビス
	束石	○	

注）構成の別

●：（必須構成部品）木製デッキ部品として基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4．材料

必須構成部品、セットフリー部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確にすること。

明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。

5．施工の範囲

a) デッキの組立及び据え付け

b) 建物との接続

c) 束石を用いる場合は、根切り、床付け、束石の設置及び束石の緊結

6．寸法

a) デッキ床面の高さは、木製デッキの束石および基礎などが周囲の地面と接する位置において、600 ㎜以下とすること。なお、地面に勾配がある場合は、最大で 600 ㎜以下とする。

b) 束石を用いる場合の埋設深さ、寸法は、適切であること。ただし、凍結深度、軟弱地盤の場合は、別途、基礎工事とする。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a)デッキ床板のたわみ

デッキ床板は、使用時にたわみがＬ/250 かつ 3 ㎜以下であること。

b) デッキ床面の水はけ

デッキ床面は、水はけに配慮されていること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 床（根太）の強度

床（根太）は、所定の鉛直荷重においてたわみが少なく、緩み及びはずれがないこと。

b) 笠木の強度

笠木は、所定の鉛直荷重及び水平荷重に対してたわみが少なく、緩み及びはずれがないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状、加工上の安全

1) 人体が接触する各部分は、ケバ、めくれ、鋭利な突起物がないこと。

2) 床板、各部材間に指をはさみやすい危険な隙間がないこと。

b) 床板の滑り抵抗性

床板は、水で湿らせた状態で滑らないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

構成部品に使用する材料は、接触等による人体への影響に配慮されていること。

（1.2.4 火災に対する安全性の確保）

1.3 耐久性の確保

a) 木部材の接着力

床板、笠木及び階段の木部材の接着は、通常の使用状態で、所定のせん断強さを有すること。

b) 木部材の収縮率

床板、笠木及び階段の木部材は、収縮率を明確にすること。

c) 木部材の幅反り

床板、笠木及び階段の木部材は、通常の使用状態で、幅反りが 3㎜ 以下であり、釘抜けのないこと。

d) 木部材の防腐性能

木部材は、腐朽菌による劣化が防止できること。

e) 木部材の防ぎ（蟻）性能

木部材は、シロアリによる食害を防止できること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 木製デッキのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するな

ど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2　供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 木部材の防腐・防ぎ（蟻）性能　10 年

2) a)以外の部分又は機能　　2 年

運用方針：
無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品は取り替えパーツとし、交換できること。また、消耗品である場合はその旨を明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a) 寸法

b) 材料

c) 床板の滑り抵抗値

d) 使用されている薬剤名及び塗料名

e) 床板、手すり等木部材の収縮率

f) 施工例写真

g) 問い合わせ先

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告

2) 事故防止のための指示・警告

3) 製品の使用方法

4) 使用者が維持管理するべき内容

5) 日常の点検方法

6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法

7) 製品に関する問い合わせ先

8) 消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載したわかりやすく表現された保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。

c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容

d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順

1) 適用範囲、地域、工事範囲

2)材料・部品説明、必要工具類、設計・仕様説明

3)設置場所の地盤、排水状況、勾配等の条件

b) 施工上の留意事項等

1) 材料の取り扱い上の注意点、保管方法など

2) 施工時の近隣への配慮

c) 関連工事の留意事項

1) 現場での据置・取付手順、特殊工具、留意点

2) 下地の確認、取付後の検査及び仕上げ

d) 品質保証に関する事項

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2) 保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ. 附則

１．この認定基準（木製デッキ　ＢＬＳ ＷＤＫ：２００５②）は、２００６年3月２４日から施行する。